

のぎく保育園 重要事項説明書

保育の提供にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1. 設置運営主体

名 称	社会福祉法人 野の花福祉会
所在地	大阪市鶴見区諸口5丁目浜 1 4 - 6
電話番号	06-6913-9622
代表者氏名	理事長 飯田光徳

2. 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	のぎく保育園 のぎく保育園分園
施設の住所	大阪市鶴見区諸口5丁目浜 1 4 - 6 14-15(分園)
連絡先	電話番号 06-6913-9622 FAX番号 06-6913-9621
管理者	園長 川中 清子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより 保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0才児 15人 1才児 23人 2才児 23人 3才児 24人 4才児 24人 5才児 24人
利用定員	満3才以上の児童 72名 満1才以上満3才未満の児童 46名 満1才未満の児童 15才
開設年月日	2006年5月1日
施設・事業所番号	27100 51004101
ホームページ	http://www.nogikukids.jp

3. 施設の目的・運営方針

のぎく保育園(以下「当園」という)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。

(1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生

保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で、保護者毎に個別に決定します。）

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19:30までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

（２）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者毎に個別に決定します。）

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで、又は16時から18時までの範囲で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び

栄養士の配置状況

（１）食事の提供方法

自園調理

（２）食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0才児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1才児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2才児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3才児		11時30分頃	15時頃	
4才児		11時30分頃	15時頃	
5才児		11時30分頃	15時頃	

* 献立表は毎月別途お知らせします。

（３）アレルギー対応状況

除去食及び代替え食に対応
食物アレルギー対応マニュアル有

20. 園児の利用状況（毎年5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0才児	15人	14人	9人
1才児	22人	22人	22人
2才児	22人	22人	22人
3才児	23人	22人	23人
4才児	23人	23人	23人
5才児	22人	23人	22人

21. 第三者評価受診・自己評価の実施状況

項目	受診、実施状況	受診、実施結果
第三者評価受診状況	平成22年・29年度受診	財団法人大阪保育運動センター のぎく保育園ホームページ
自己評価の実施状況	毎年実施	自園作成

22. 子ども子育て支援法第39条第3項・5項の規定により公表・公示
された旨
なし

23. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内は全て禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

(2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家族との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、擁護及び教育を一体的に行います。

(3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における施設・設備の概要

(1) 施設

敷地		本園	435.17㎡
		分園	366.0㎡
園舎	構造	本園	鉄筋コンクリート造2階建て
		分園	軽量鉄骨造 2階建て
	延べ面積	本園	478.17㎡
		分園	226.75㎡
園庭		地上園庭	199.5㎡
		屋上園庭	76.19㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	64.38㎡
ほふく室	1室	81.08㎡
保育室	4室	すずらん組（満2才児クラス）、すみれ組（満3才児クラス） たんぽぽ組（満4才児クラス） あかね組（満5才児クラス） 各1室
遊戯室（ホール）	1室	63.4㎡
調理室	1室	22.66㎡
病後児保育室	1室	18.94㎡
職員休憩室	2室	本園 17.48㎡ 分園 7.1㎡

5. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育の提供を提供します。

(2) 齊藤公子のリズムとうた・描画等を保育に取り入れています。

(3) 送迎 保護者による送迎

(4) その他 病後児保育を併設しています。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

* 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

(2) 保育の提供による実費に係る利用者負担等

(1)に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

11. 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学した時

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を終結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	長谷川医院
院長名・医師名	長谷川 正
所在地	大阪市鶴見区諸口2丁目12-26
電話番号	06-6913-6686

(2) 歯科

医療機関の名称	溝口歯科医院
院長名・医師名	溝口 克之
所在地	大阪市鶴見区茨田大宮3丁目16-8

電話番号	06-6915-6480
------	--------------

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
行事に係る費用	遠足（3500円、バス代込み）× 2（年2回） お泊り保育（18000円バス代込み） 園外保育（3000円）雪そり（6000円、バス代込み）お楽しみ会（300円） 観劇会（1000円）運動会（1000円） 生活発表会（500円）クリスマス会（1000円）お店屋さん等	月額1200円
給食費	幼児給食（主食費1500円+副食費4800円）	月額6300円
保護者会費	保護者会に係る費用	月額100円
日本スポーツ振興	保護者負担分	年間210円
布おしめ	おしめリース代（月額）	1才半迄4200円 1才半以上3200円
絵本代	毎月1冊	300円~450円

2. 時間外保育に係る利用者負担

1時間につき 2900円

短時間認定 AM7:00~8:00 PM4:00~6:00

標準時間認定 PM6:00~7:30

土曜日のみPM:600~7:00

PM6:00以降保育が必要な時は捕食を提供します。月額600円 単発1食35円

* 当園では上記費用の支払いは銀行振替とさせていただきます。

領収証は振替刻印を領収証とさせていただきます。領収書必要な方は申し出て下さい。

6. 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲げ）

2023年9月20日

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務を司り、職員の監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて 園務の一部を整理、保育を 司る。	1	1		事務員 1
保育士	保育計画の作成、保育の 実施、記録、保育上 必要な事項	23	12	11	子育て支援員 3 保育補助 5 看護師 1
調理員	調理の実施・記録	5	3	2	栄養士兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体制>

職種	勤務体制
園長	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：30の中で9時間拘束 1時間休憩、シフトに入る）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：30の中で9時間拘束 1時間休憩、シフトに入る）
栄養士	8:00～17:30の中で9時間拘束1時間休憩
調理員	8:00～17:30の中で9時間拘束1時間休憩
看護師	9:00～16:00の中で7時間拘束45分休憩
事務員	9:00～16:00の中で7時間拘束45分休憩

*ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

*職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までとします。

但し年末年始（12月29日から1月3日）お盆を含む3日間及び祝祭日は休園となります。

8. 保育を提供する日

保育を提供する時間は、次の通りとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合

15. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。

16. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ探知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回以上職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18. 要望・苦情等に関する事項

当園では、要望・苦情に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口相談者 岩槻 涼子 ・ご利用時間 8：30～18：30 ・電話番号 06-6913-9622 ・FAX番号 06-6913-9621 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	・笠岡 珠見 ・電話番号 06-6913-9621 地域役員

* 当園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	・全私保連 保育園賠償責任保険 ・日本スポーツ振興センター
保険の内容	保育園賠償責任 保育者賠償責任 初期対応費用特約
保険金額	

* 詳しくは配布する園児の保険のパンフレットをご確認ください。